

# 熊本県税条例の改正について（平成30年2月議会）

今回改正した熊本県税条例の主な内容は以下のとおりです。

## 自動車取得税及び自動車税の納付並びに徴収の方法の特例措置の創設について

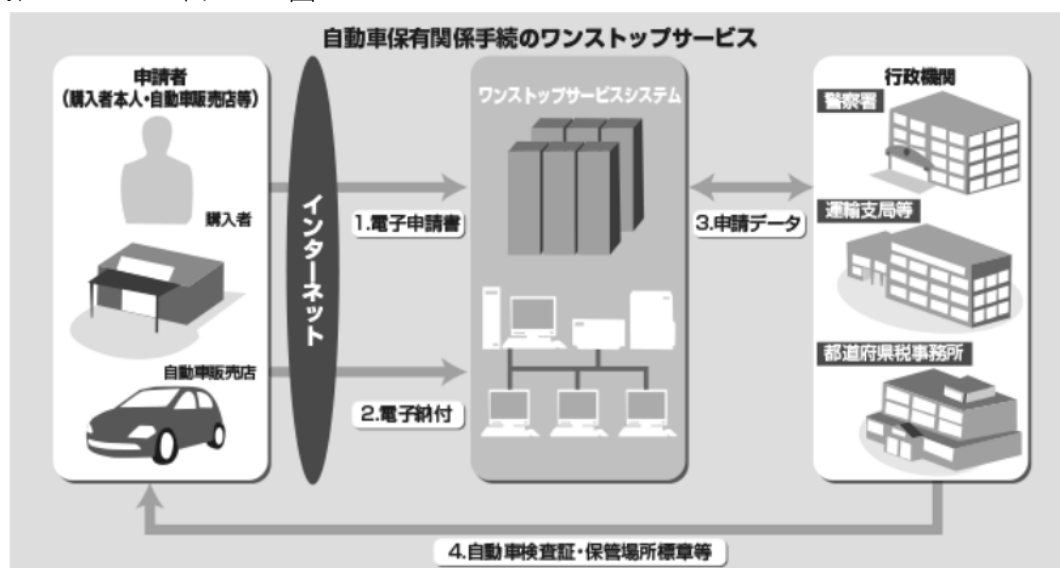
### ①概要

従来、自動車税事務所窓口における自動車取得税の納付及び自動車税の徴収については、知事がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として熊本県税証紙代金収納計器<sup>※1</sup>により収納するものと規定していましたが、平成30年7月から本県において「自動車保有関係手続のワンストップサービス」（以下「OSS」という。）<sup>※2</sup>が導入されることから、自動車登録関係の一連の手続きがオンラインで可能となるとともに自動車取得税及び自動車税（以下「自動車二税」という。）については納付情報をもとにした電子納付が可能となります。

このため、自動車二税において、電子納付に対応するための特例措置を設けることとします。

※1 申告書に熊本県収入証紙を貼ることに代えて、証紙売りさばき人が現金を受領し、相当額の金額と県が指定した印影を申告書に直接印刷する機器

※2 OSSイメージ図



### ②施行日

平成30年7月2日から施行します。